

四日市市都市公園及び公園施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第22号

四日市市都市公園及び公園施設の設置基準等を定める条例の一部を改正する条例

四日市市都市公園及び公園施設の設置基準等を定める条例（平成24年四日市市条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第5条 1の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、次項から第5項までに定める範囲内でこれを超えることができるものとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 都市公園法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（前各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合</u></p> <p>2 前項第1号及び第5号に掲げる場合に関する同項ただし書に規定する範囲は、<u>同項第1号及び第5号</u>に規定する</p>	<p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第5条 1の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、次項から第5項までに定める範囲内でこれを超えることができるものとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる場合に関する同項ただし書に規定する範囲は、<u>同号</u>に規定する建築物に限り、当該都市公園</p>

建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3から5まで (略)

(運動施設の敷地面積の制限)

第5条の2 1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えないものとする。

の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3から5まで (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備部市街地整備・公園課)